



News Letter

Contents

- 事務所NEWS
- 最新！新立法・改正情報
- 労働法コラム
- 事務局コラム

事務所NEWS

■ 入所のご挨拶

弁護士 小島宏之

私は、以前福岡の事務所で執務しておりましたが、今年の8月から縁あって大分みんなの法律事務所にて執務することになりました。

得意・専門分野は、**医療過誤(医師側)**、**相続・後見等の高齢者問題**、**交通事故**、**債務整理(法人破産含む)**、**その他民事・家事**(珍しいところでは、親権者変更の審判申立を取り扱ったこともあります。)全般です。相談者・依頼者の方の話をじっくりお伺いし、**二人三脚で紛争解決**に向けて尽力したいと考えております。

温泉が大好きで、週末はよく妻と共に温泉に行っています。大分に引っ越して間もないころは別府までよく行っていましたが、最近は大分市内の温泉が中心になっています。大分市内の温泉はモール泉が多いので、びっくりしています。モール泉は世界的にも珍しいらしく、他県ではモール泉であることを売りにしているところも多いのに、大分市では広告などではほとんど触れられていないのは、大分市の奥ゆかしさなのかなと思っています。



労働法コラム

■ 第4回均等待遇——労働者間の平等

弁護士 田中良太

今年の9月14日、東京地方裁判所で、興味深い判決が下りました。新聞各紙でも報道されていますが、この場を借りて紹介させていただきます。

訴えを起こしたのは、日本郵便の**契約社員**です。彼らは、「自分達は正社員と同じ仕事をしている。しかし、正社員には地域手当が支給されており、契約社員の自分達には地域手当が支給されない。他にも色々な区別をされている。こんなことはおかしい。」といったことを主張して、もらえなかった**地域手当等にあたるお金を請求**しました。

もし、あなたが、契約社員側のこの主張を聞いて、「契約社員なんだから、正社員と違って当然だろ。何言ってるんだ。」と思われたのなら要注意です。**裁判所は、契約社員側の主張を認めて**、92万円の支払いを日本郵便に命じたのです。

どのような根拠があるのでしょうか？ 実は、労働契約法に注意すべき条文が記載されているのです。かいつまんでいうと、この法20条では、「**雇用期間が決まっている労働者の労働条件が、正社員の労働条件と比べたときに、不合理な相違があってはならない。**」と規定されています。不合理かどうかは、「**業務の内容、責任の程度、職務の内容、配置の変更の範囲その他の事情**」を考慮して決定されます。

このような労働条件の格差が違法だとされた事例はあまり多くはありません。実際に、紹介した日本郵便の事件でも、ボーナス等の格差については不合理ではない、とされています。もっとも、いついかなる場合もボーナスに格差があってもいいわけではありません。

さて、政府は、官製春闘による賃上げ推進、同一労働同一賃金の問題を政策課題に掲げるなど、**契約社員やパートといった非正規労働者への保護**を進めようとしています。司法もそれにのらひ、今後積極的に格差を是正するような裁判例が出てくることが予想されます。**非正規労働者が組合を結成することも増えてきました。**

是非、職場の労働条件を見直して、**余計な紛争を発生させない**ように注意されてください。



最新！新立法・改正情報

■ 改正育児介護休業法がスタートしています

弁護士 田中良太

「日本死ぬ」のブログは記憶に新しいですが、**子育てに関する重要な法律の改正が今年の10月1日から施行**されています。ご存知でしたか？

1 育児休業の延長範囲が増えました。

今までは、育児休業は、原則として子どもが1歳まで、保育園等に入れなかった場合には1歳半まで延長して取得可能でした。ところが、1歳半でも保育園に入らず、育児休業が必要な子どもがいることが問題になっていました。

改正法では、延長期間が半年増えて、一定の場合には、**2歳まで育児休業を取ることができる**ようになりました。育児休業給付金の支給期間も延長しています。

2 育児休業の周知義務が課されます。

社員に子どもが生まれた場合、社員又はその奥さんが妊娠した場合、社員から「育児休業とりたいんですけど……。」と切り出すと、上司に良い顔されないんじゃないかという心配される方が多いことが問題でした。

改正法では、「育児休業の制度があるよ。」と**使用者から知らせてあげる努力義務**が課されています。

3 育児休暇の制度を導入する義務が課されます。

育児休業はまとまった期間、社員がお休みすることが前提の制度です。ですので、例えば入園式や卒園式で休みたいので、1日だけ休暇を取るということはできず、必要な場合には、有給を使うことになっていました(小学校に入る前までの子どもの看護に必要な場合に半日だけ休暇を取るとは既に認められた権利です。)

そこで、改正法では、育児目的であれば休暇を認めるように、**就業規則等を改正する努力義務**を課しています。

4 義務になったものには対応の必要がありますが、努力義務も対応不要とはなりません。というのも、努力義務はいずれ義務になることも多いからです。

厚生労働省のサイトには就業規則の改正案やガイドライン等が掲載されていますので、**余裕があるうちに早め早めのご検討をおすすめ**します。

事務局コラム

■ 入所のご挨拶

事務員 藤田文栄

はじめまして。8月1日から大分みんなの法律事務所の一員となりました、新人事務員の藤田文栄と申します。

今回は私の自己紹介をさせて頂きたいと思います。

長きに亘り事務職を経験してきましたが、初の法律事務所という事でわからない事だらけですが、温かい環境で勉強させて頂き、充実した日々を過ごしています。

3人家族で9歳の娘がいます。先日娘の誕生日に県外の海浜公園に出掛け、サイクリングを楽しみました。娘の喜ぶ顔が見れて嬉しかったですが、疲労困憊で体力の衰えを実感しました…。

こんな私ですが、これから一生懸命勉強し、早く弊所の一員だと堂々と胸を張って言えるよう、精進してまいります。どうぞ宜しくお願いします。

